

影響レベル（報告点）

| レベル | 傷害の継続性 | 傷害の程度 | |
|--------|--------|--------|---|
| レベル 0 | ? | | エアーや医薬品 医療用具の不具合が見られたが 患者には実施されなかった |
| レベル 1 | なし | | 患者への実害はなかった（何らかの影響を与えた可能性は否定できない） |
| レベル 2 | 一過性 | 軽度 | 処置や治療は行わなかった（患者観察の強化 ハイタルサインの軽度変化 安全確認のための検査などの必要性は生じた） |
| レベル 3a | 一過性 | 中等度 | 簡単な処置や治療を要した（消毒 湿布 皮膚の縫合 鎮痛剤の投与など） |
| レベル 3b | 一過性 | 高度 | 濃厚な処置や治療を要した（ハイタルサインの高度変化 人工呼吸器の装着 手術 入院日数の延長 外来患者の入院 骨折など） |
| レベル 4a | 永続的 | 軽度～中等度 | 永続的な障害や後遺症が残ったが 有意な機能障害や美容上の問題は伴わない |
| レベル 4b | 永続的 | 中等度～高度 | 永続的な障害や後遺症が残り 有意な機能障害や美容上の問題を伴う |
| レベル 5 | 死亡 | | 死亡（原疾患の自然経過によるものを除く） |
| その他 | | | |

この中には 不可抗力によるもの 過失によるもの 予期せぬ事態などが含まれる。

分 担 研 究 報 告 書

- 8 欧米における食品ハイオテロに係る危機管理の
実態解明に関する調査研究

分担研究者 松 延 洋 平

厚生科学研究費補助金（食品安全総合研究事業）

（分担）研究報告書

欧米における食品ハイオテロに係る危機管理の実態解明に関する調査研究

分担研究者 松延 洋平

研究要旨 食中毒、感染症その他何らかの原因により国民の生命、健康の安全を脅かす事象に対して健康被害の発生予防、拡大防止等に関する健康危機管理対策を講じる必要がある。また、2001年9月11日以降、米国のテロ対策が本格的になり、食品テロリズムが公衆衛生に与えるリスクを最小限にするための警戒や対処システムの検討が必要になってきた。そこで、食の安全問題、保健衛生問題等への長年の取り組みの経験の中から研究技術開発とそのハイオテロ対策としての米国の実行体制の実態を調査研究した。平成15年度は米国の事情について調査した。当該研究課題は、わか国内外のグローバリゼーション、そして国際環境の不安定化とも密接に関連しており、食品テロを防止するためには、既存の食品安全管理計画の確立と強化及び十分な安全保障対策を実施することが必要であると考えられる。特に食品企業が食品テロに係るリスクを最小限に減らすことについて行政機関と食品企業とが相互に連絡を密にし、防御対策を講じることか効果的であり、食品テロ防止という目的を達成することかできる。このためには病原微生物に係るハイオテロ等の先端技術の普及利用という側面を配慮し、食品テロ防止の観点から米国の事情について法制度、行政組織等の動向を調査し実情を把握した。さらに、この研究成果は、今後は遅れてきたわが国の体制づくりに奇与しうるよう、各分野の専門家とも連携し、並びに地方公共団体の衛生部局にも情報提供を行っていく方向で調査研究を計画している。

分担研究者 松延洋平（ニューヨーク大学
各員教授）、

研究協力者 東島弘明、大道公秀（社団法人
日本食品衛生協会）

A 研究目的

国際的経済社会のグローバリゼーション等に伴い地域紛争が激化し、各種のテロ行為が 国家による兵器の使用と共に多発

するおそれが増大しつつある。特に食品におけるハイオテロは、経済性等から利用性か高い反面、潜伏期間による被害人口の拡大等の問題により今後の対応の重要性か急速に高まりつつある。早くからこの危険性の認識か進み、対応か国（府、県、市等） 地方公共団体レベルで積極的に国家的課題として取り組まれた米国の実態を緊急に把握する必要かある。従来の食の安全対策をさらに裏打ちし、さらに一歩進めて

これからの予測されるハイオテロに対する予防、探知、治療等の面に寄与するべく本研究を行う。

B 研究方法

米国におけるハイオテロに係る危機管理の産・官・学の実態を調査し、引き続き諸専門分野（治療機関）、疫学、分析探知機器の製造、危機管理等について調査を行う。

あわせて、米国における食のハイオテロ対策が国の諸機関のみならず地方公共団体レベルとも連携し、情報ネット整備とも並行して行われてきていることに鑑み、地方公共団体レベルにおける研究（行政・保健衛生等の職員等への危機管理体制づくりへの指導・教育・人材養成の方策について米国本格調査を通して探っていく。

C 研究結果

食品テロ問題が、広範囲な産業分野にも大きく影響するため直接的な食のハイオテロ対策に関連する食品企業（原料生産・食品加工・流通等）における危機管理体制の実態を調査した。

我が国の場合、国民ともハイオテロ対策が遅れかちてあることが調査によってより明らかになった。

D 考察

食品ハイオテロの被害の規模は潜伏期間があるため、この探知が疫学的に困難であり、かつ危害が深刻で大きい。このように、実は化学物質や核物質よりハイオテロが重要な影響を及ぼすという認識は日本では薄い。我が国の食品ハイオテロに対する対応に緊迫感が薄いことは今後の課題であ

る。

E 結論

今回の調査では、米国におけるテロ対策、特に食品テロに関する対応の状況について関係法律に基づく対応、疫学的手法に基づくテロの探知、情報の収集・整理と解析、関係機関への連絡と対応、決断の仕方、判定結果の医療機関への情報提供と処理体制整備、広報と事件処理など多くの危機管理措置、平常時の予防的危機管理対応などについて関係者への聞き取りや資料入手の方法で調査を行った。今後も継続した調査の必要性が伺われた。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1 論文発表

なし

2 学会発表

なし

H 知的財産権の出願・登録状況

1 特許取得

なし

2 実用新案登録

なし

3 その他

なし

参考資料

米国の食品テロに係わる健康危機管理の実態調査結果

研究課題 「食品企業における健康危機管理に関する研究」
主任研究者 玉木 武
分担研究 「欧米における食品ハイオテロに係る危機管理の実態
解明に関する調査研究」
分担研究者 松延 洋平

米国の行政機関、食品企業における健康危機管理の実態（総括）

平成15年10月27日～11月5日にかけて米国の食品テロに関する規制や対応の現状等について調査してきた。その結果の概要を次のとおり説明する。

I 趣旨

食品の健康危機管理に関する事故・事件としては、農薬等毒物の清涼飲料水等への混入犯罪事件やメタノールを酒類として飲用して多くの人々が死亡した事故として、また多くの食中毒事件として報告されている。しかし、1995年以降、生物テロに関して我が国ではオウム真理教による生物テロ未遂事件として社会を震撼させ、注目された。また、2001年9月11日の全米で起こったテロ事件以降、米国ではハイオテロリズム法（Bio Terrorism Act of 2002 以下、「ハイオテロ法」という）の公布による米国国土安全保障省の設置等安全保障に係る危機管理組織体制が整備され、食品テロの脅威から食品の安全保障の措置権限をヘルス・ヒューマンサービス（Health and Human Service HHS）に託させた。一方、食品衛生についてはFDA（食品医薬品局）は、ハイオテロ法関連の法改正のなかで関連の衛生規則の改正を行った。FDAは、4つの主要な規制を行った。国内外の食品施設（製造加工、包装、流通、受け入れ、保管を行う施設）の登録、食品の仕入れ等に係る記録の構築と管理（農場、レストランは対象外）、輸入食品輸送に関するFDAへの事前通告の実施、腐敗等食品の安全を損なう場合の当該食品の留め置きの強制的措置が行えるようになった。

今回の調査では、米国におけるテロ対策、特に食品テロに関する対応の状況について関係法律に基づく対応（テロの探知、情報の収集・整理と解析、関係機関への連絡と協議、決断の基準、判定結果の医療機関への情報提供と処理体制整備、広報と事件処理など多くの危機管理措置、平常時の予防的危機管理対応などについて関係者への聞き取りや資料入手の方法で調査を行った。

II 主な調査結果の概要

1 地方の行政機関及び民間レベルの対応

(1) 関係法律と対応状況

A ニューヨーク市関係部局

(ア) 緊急事態対策室（緊急管理センター） OEM（Office of Emergency Management）

OEMは、緊急事態が発生した時にCIA、FDI等の連邦政府や州政府との対応窓口であり、連絡を緊急にとり、市の緊急時計画に基づき適切な行政対応を行う組織である。

①市の緊急の危機管理体制は、OEMが担当し、事件等が起きた場合の司令室になる。
事件が起きた時、市行政機関ではまず警察と消防が対応する。しかし、事件について警察又は消防が、州・連邦政府の対応が必要と判断すればOEMに連絡かくる。

②OEMの最高責任者としてコミッショナー（局長 法務担当者）がいる。
局長の下に特別プログラム担当副局長（準備体制、技術担当、救済担当、広報担当）がいる。局長直轄部門の担当課として次の部門がある。

- i 総務・財務担当部門
- ii 情報部門（チーフインテリシエンス）
- iii 法務部門

(イ) 保健精神衛生局（食品衛生担当課）

ハイオテロ法の関係で、国内外の食品取扱い施設が2003年12月12日までにFDAに登録させることになった。この関係で国内の食品関係施設への立ち入り検査の強化が可能になった。州政府、市の自治体で関係の規則が改訂され、食品工場、飲食店等食品事業所におけるテロ関係の食品監視が行われることとなった。これは、ハイオテロ対策のために作られた。食品事業者は、原材料を信頼できる業者から購入し、必要な点検と記録を行うことなどが求められた。

(2) テロの探知

ア ニューヨーク市緊急事態対策室

- ①サーベイランスシステムにおいては、例えば、SSSという空気の質を測定する機器や病院情報の収集という二つの方法により怪しい動きをキャッチできる。
- ②ハイオテロや犯罪防止の検知器を道路などいろいろなところに工夫しておいている。
しかし、現在は、いしられ、壊されている。
ハイオ、化学物質の検知器（センサー）は、ニューヨーク市の必要なところ（タイムスクエア、ペンステーション、ケネディ空港、地下鉄等人が多いところ）に設置している。
検知機の設置には、多大の予算が使われており、機材の補充が大変である。また、間違ったデータを読む場合もあり、管理は大変である。
- ③消費者の苦情をデータベース化しており、問題の場合は該当食品を検索できる仕組みになっている。
- ④周辺地域で情報のネットワーク化を行い、情報の共有化を図っている

イ マウントサイナイ医科大学病院

生物兵器で攻撃された場合の患者の症状はどんなものか知っておくことが必要である。このため、市衛生当局と緊密に連絡を取るようになった。

生物兵器の他にサースのような感染症の症状もモニターするシステム（FMS 消防署の緊急電話）かかっている。EMSでは、発熱、発疹の数を数え、市衛生当局に連絡することになっている。EMSには情報の交換や病院への対応情報の提供も含まれている。病院の緊急治療室は、毎日、事件がなくても患者の症状等に関する情報をコンピュータで入手し、市衛生当局に報告する。衛生当局は、この情報を統計的に処理し、病院に連絡してくるので特定の症状がある人に対し慎重な対応が実施されることになる。

例えば、インフルエンザの流行る時期では、その2週間前に市衛生当局から連絡がある。市衛生当局では、大衆薬（処方箋がいらない）についてアスピリン等のインフルエンザに関する薬の販売状況を把握している。

獣医の動物の治療状況も把握しているか、これは動物の症状が早い場合もあるからである。

(3) 情報の収集・整理と解析並びに関係機関への連絡、

ア ニューヨーク市緊急事態対策室 (OEM)

テロ対策においては、州レベル、市レベルの対策に加えて国かとう関与するか非常に大切であり、またそれぞれの行政機関の情報は1カ所に集中して集めるべきである。ニューヨーク市でもOEMは、衛生局 (NYCDOH) と対立関係にある。衛生局からいろいろな衛生情報が統合整理されて OEM に送られてくる。OEM と衛生局は相互の連携を密にしなければならないか、現在、政治的な問題も絡み権限争いをしている。

このシステムの機能かうまく稼働するには、警察情報、消防情報、病院情報、衛生情報等をとう整理し、その解析をとう迅速に行うかか問題である。患者数等の医療情報の取扱い、問題か起こった時の PDC に関してとううまく対応するかはこれからの課題である。

イ ニューヨーク市保健精神衛生局

周辺地域で情報のネットワーク化を行い、情報の共有化を図っている

(4) 決断

ア ニューヨーク市緊急事態対策室 (OEM)

例えば、死亡者にかかる管理戦略は非常に重要である。これはマニュアル化されている。

i 事件か起きる前に、あらかじめあらゆる想定をしておく。

ii 事件か起きた時の情報の連絡先を表にしておく。

できる限り、地域別等具体的な計画を作成していると実際の対応において参考になる。

iii 何かか起きているという情報かある場合の対応は、

a まず事実かあるかとうかの判断をすること

b この事態か作偽的か、自然発生的かの判断をすること

c 人ては、その人の症状て見極める症候群監視システムて判断をすること

病院担当医療関係者か、医師、薬局、医療器具業者、学校等からの衛生的な情報入手する。インフルエンザの流行時期て発作や咳をしている患者か病院等に50人以上ままとまって来る場合なとか対象である。

(5) 医療機関への情報提供と処理体制整備、

ア ニューヨーク市緊急事態対策室 (OEM)

①ハイオテロ対策に関する計画

ハイオ兵器ておそわれてきた時に備えて、PDC (Point of Dispensing Components) という計画を実施している。危害に関する分析によりテロ対策として共通している部分について対応計画を策定することか大切である。

何らかの異常事態か発生したという情報か来た場合 (例えば、病院から通常と違う症状を疑う事例) に速やかに対応できるよう、事前にとうのような行動て対応するか、公園等大きな空間かある場所の確認 (学校、劇場等広い施設て投棄できるよう医療 薬の保管システムについてあらかじめ準備している。

②大規模なテロ発生を想定し予防的訓練をした結果、最初の段階において医師40名の臨床診断による対応てバス等により運はれた患者等について1時間4000~5000人ても対応か可能であることか分かった。

ここで問題の症状を呈しているものは、専用のハステ病院に運んでいく。

- ③OEMの司令センターは直ちに移動できる司令センター車によりてくる限り現場に設ける。緊急時の場合は、直ちにこの移動車で現地に急行し、必要な対応を行う。

(6) テロ発生時の対応

ア ニューヨーク市保健精神衛生局

ハイオテロが発生した場合の措置について、現在、別の関係部局（緊急事態対策室）でプログラムを作成している

イ マウントサイナイ医科大学病院

- ①ハイオテロにおいて、何人の人たちが来るという前提は考えていない。原則として、人数にかかわらず、一人の汚染防除の方法が分かっているならば、病院全体の訓練により対応が可能になる。

- ②テロ関係で病院の来院者に対しては、情報を基に対応するか、まずはしめから仕分けして管理し、臨床的な取扱いが違ふということはない。

- ③ある程度の情報により治療の仕方、対応する人間の臨床診断は細かい点で違ふか基本的には変わらない。東京のサリン事件から病院か何をするかなどの問題について多くの教訓を得た。救急隊が現場に来るまで80～90%の人々が直接病院に来た。この中には汚染された人々が直接やってきた。

多くの患者等に対してはトリヤーセンシステムによれば対応は可能である。トリヤーセは、救急隊がやっている方法と同じである。呼吸の状態、血行、頭症状を見て区分していく方法である。大勢の患者を病院で収容する場合は、これを直ちに会議室や体育館などの大きな部屋を病室に代えるべくあらかじめ準備してあれば対応は可能である。例えば、患者等が来る時は、まず病院を閉鎖し、スタッフを必要な場所に配置し、体制を新しくしてから患者を迎え入れることになる。この場合、会議室や吹き抜けのロビー等共同使用している公共的な場所が病室に代えられる。ニューヨークでは200程の病院が対応可能である。東京のサリン事件の時は、慈恵医科大学の聖路加病院で800人収容したと聞いている。9月11日では、4病院が4時間で多くの人々を収容した。しかし、ハイオテロでは、時間的に長引くので対応の仕方に違いがあるかと考える。

- ④病院では、職員の安全を確保し、医療を正しく行うカイトラインが必要である。病院の関係者は、関係者の役割分担として自分か何をやるか、誰に報告するかか決まっておらず、良く理解している。取り敢えずすること、次にすることかマニュアルで全て決められていないければならない。これは、ICSといい、病院ではHICSというタイトルが付けられている。
- ⑤感染症に罹っている人がいる時は、緊急外来で緊急病室か、普通病室に入れることにしている。（病院においてサーズ感染者が潜伏期間中に他の人に接触する場合もあるので、これを管理する人の養成が必要と考えている。）

(7) 広報と事件処理などの危機管理措置、

ア ニューヨーク市緊急事態対策室（OEM）

- ①市民に対しては、誤報がないよう広報活動について注意することである。市民に対する教育は極めて困難であると考えている。

- ②訓練においては、首長決定の訓練が必要である。首長決定者を集めて決定する手順をあらかじめ研修することか大事だと考えている。

百忌決定訓練では、具体的な事例について行うのかよい。

③動物コントロールとして、避難先で検疫はどうするか、避難先はどう決めるかなどが重要である。（検疫の事例について説明）

④警報区分

警報を発する場合、色分けすることも重要である。マニュアルでは、グリーンは安全、ブルーは良好、イエローは普通、オレンジはやや危険、レッドは危険のように色のコード化により地域を区分することを考えている。

この点に関する米国人の多くは十分理解しているとはいえないのか現状である。

(8) 平常時のテロ予防対策

ア ニューヨーク市保健精神衛生当局

(ア) ニューヨーク市衛生当局も2003年3月以降、立ち入り検査方法と評価方法をチェックノート（評価票）システムに改めた。この仕組みは、評価項目の重要度でランク付けし、それぞれポイントを設定している。評価ランクで罰金額が異なる。

(イ) 外食産業（食品サービス事業者）を主体に2004年1月からハイオオテロを考慮した新プログラム「コールテンアップル員」を設定した。日本の食品衛生管理者等の講習制度をモデルにしたもの、講習受講後の立ち入り検査で合格した場合は「コールテンアップル員」が贈呈される。

(ウ) 食品事業者に対するハイオテロ対策（ハイオテロ発生時の対処 そのプログラム）としては、次のような指導を行っている。

①食材や製品等の食品の購入先は、商品の内容をよく知っており、安全対策が確かに行われている信頼できる事業者から購入する。

②調理場には、原則として従業員以外の者の立ち入りが禁止された。

③従業員は、現住所等身元を良く確認し、雇用管理に注意する。

④食材等の受取点検時には、破損や無開封などについてチェックを厳重に行うこと

⑤サラダ、ヒフエ等の食品売り場では、ハイオテロの可能性があるためできるだけ売り場面積を小さくする。

⑥レストラン、デパート等には、市の条例で、食品テロ対策等の衛生講習を受講したスーパーハイサーか各席、食品売場に1名以上配置されている。スーパーハイサーか不在の場合は減点処分される。

⑦リステリア対策は、講習等FDAで検討された対策を実施している。

保存温度が守られていないケースが多いので基準温度を45F度から41F度に変更された。また、事業者に対し必ず検食を保存するようにされた。

イ マウントサイナイ医科大学病院

①病院の換気システムは循環方式になっているか、どのエリアと、どのエリアが繋がっているかなど空気の流通経路に係る地図を作成し、隔離室から出る空気が何処の病室等に行くのかを把握しておく必要がある。

②天然痘、炭疽菌のワクチンは、連邦政府、州政府が保管しており、事件が起これば直ちに供給できる体制がある。したがって、病院では、ワクチンを保管していない。

なお、他の治療薬は当然持っている。神経系の解毒剤は、保管しているので緊急患者でも60回分の投与が可能である。この12月には、市衛生当局と連携し、医学生にワクチンを投与する訓練を行う予定である。

ウ パーテュー社（テラウェア州の食鳥処理加工会社）

食品テロリズムに関しては、ハイオテロ法成立後の対策として米国農務省のテロリズムの可能性を防ぐためのカイトラインに基づき社内にて対応している。

FDA 関係の施設も全て登録している。

(9) 教育訓練

ア ニューヨーク市緊急事態対策室

ニューヨークで行ったハイオテロ関係のシミュレーションは、TOPOFH と通常いわれている。毎年、連邦政府が 2～3 年に 1 回実施している。

イ マウントサイナイ医科大子病院

テロ対策に関する病院の訓練は、行政機関の補助金によって行っている。ニューヨーク市では財政的余裕があるので、年 2～4 回程度実施している。

東京サリン事件の前は、病院は消防署が現場で患者等を薬剤処理 洗浄して病院に連れてくると思っていたが、訓練の結果、この誤解が解けた。また、人口 800 万のこの都市には、ポータブルシャワーは一つしかなく、有害物質の攻撃に対する対応は現実的に不可能であった。

2 米国疾病管理予防センター (CDC)

(1) 食品微生物疾病課の説明概要

ア 組織体制

CDC は、第二次大戦後に誕生した組織である。

4 局体制で発足した CDC は、現在では、疾病ごとに局を作っている。

この4局の組織機能は、ハイオテロ対策において現在でも必要である。この他に、三つの新しい部門が加わり担当している。

- i 一つは、CDC が法律に基づいて強制的に Agent の登録を行わせている。
- ii 二つ目は、一般企業等の関係者に対し、ハイオテロに関して CDC に何らかの形で関係を保持したい時は前提として一定の条件を満たさなければ協力が得られない。
- iii 三つ目は、医薬品の在庫管理計画 (Pharmaceutical Stockpile Program) に関する業務である。この計画により医薬品や関係医療器具の在庫確認を行っている。例えば、ホツリヌス菌によるテロ攻撃があった場合には抗毒剤、吸引機等の供給を準備する。

イ CDC は、大統領府の食品テロ担当行政機関の一つである。

ウ CDC は、食品テロに関し感染症対策とは別な対応を考えている。例えば、CDC は、ワクチンで対応できるものや疾病レベルを検討し、また発生モニター、実際に発生した場合の疾病に関する調査 (サーベイランス) を担当し、その対策を考えている。

エ 食品テロは、感染症対策とは別の対策が必要である。

相違点は、CDC は食品由来疾患の発生時のサーベイランス、疑われる食品の試験検査、発生が疑われる施設に対する衛生管理の実施状況等に関する調査対応等を行っていることである。

また、その予防対策は、FDA (食品医薬品局) と USDA (農務省) が法律に基づく対策を実施している。食品由来疾患の予防対策や発生後の行政的措置は、FDA と USDA が決定権を持っている。

CDC、FDA、USDA の3行政機関は、その50%又はそれ以上がそれぞれの調整機能にかかる業務になっている。

このため、CDC は、食品安全担当として1名をワシントンに常駐し、2機関との調整に当たらせている。疫学部門は、食品由来疾患の調査を担当している。担当している微生物以外の場合は、他の機関と協力して実施している。ハイオテロの場合は、食品と関係があり、又は試験室で扱っている微生物と関係している場合は調査を実施する。

オ ハイオテロの基本理念として、食品が媒介する疾患に対する調査は、自然発生、人為的に発生したものの区別はなく、対応は基本的に同してある。

(質疑の回答)

カ 食品テロの予防対策は、フードセキュリティ (食品安全保障) 及びフードセーフティ (食品安全) を合わせた考え方で適宜対応する。

(2) 国立感染症センター疫学部門

ア 疫学部門は、食品でなく、人の疾患に関する調査を行うことである。

FDA と USDA は、フードセーフティ・食品安全確保の専門家である。

彼らの調査は、食品から始まるか、CDC の疫学部門は人に発生した疾患から調査を始める。データの統計を基に食品と疾患の関係について調査している。試験室における試験検査は、発生時の調査であると位置づけられる。

イ フードセーフティのリスクは、自然な過程をみている。例えば、乳の冷却、加熱処理等の工程管理をみている。

一方、フードセキュリティのリスクは、テロリストの頭の中にある。その頭の中に何かあるのか、何をしようとしているかを考えるのは非常に難しい。リステリア、ホツリヌス菌の動きはよく分かるか、テロリストの動きはよく分からないのか現表である。

ウ 食品かテロ犯により疾患が大発生している事例で食品汚染が発生し、または疾患が発生している場合は、これを調査する着眼点を考えなければならない。

食品の摂食状況や患者の症状等からみて、いろいろな動きにおいて通常と異なる不自然な動きや症状が有るかないか調査のポイントになる。

調査結果で100%、この原因を特定し、探知できる試験検査はない。

ハイオテロではないかという可能性を指摘できるだけである。

例えば、ホツリヌス菌が検出された食品由来疾患では、ミルクが原因食品で汚染過程が不自然であり、人為的な汚染が妥当であるような場合が該当する。通常このような食品由来疾患は、大発生すると原因は一つか、二つ又は三つ以上の疑いがある場合は人為的だと疑わざるを得ないことになる。原因と思われる食品に通常存在しない微生物により発生した場合がそれである。ペスト菌が食品から検出された場合もそうである。

疾病の発生地域の範囲がかなり広範囲にわたることや疑われる場合や地域性がない場合の発生の場合もそうである。

エ 食品テロに関しては、過去の集積データをみて理にかなわない事件が発生した場合は疑うことになる。

しかし、科学は刻々と変わっていくので必ずしも人為的でない場合も有りうる。

オ 疫学者という立場からみると、疫学調査によって食品テロの特定はできないか、疑いを持つことはできる。

カ 食品テロにかかるサーベイランスは、食品目体にかかる調査と、工場の衛生管理等全体にかかる調査の二つに分けられる。

3 米国食品医薬品局（FDA）

FDAは、法律を作らない。法律に従い 取り締まり等法律を施行する規制官庁である。しかし、法律に基づく規則はFDAで作る。

- i 食品テロに関する法律の制定に係る背景や必要性については、法律の概要等の説明はあったか必要性や対応事例等に関する明確な説明はあまりなかった。
- ii テロ関係の基本的な法律は、2002年6月に大統領署名により立法化された。これを基にFDAは食品供給の安全保障に関する改訂を行い、州政府、市の自治体関係の条例が改訂された。

(1) FDAのハイオテロリズムに対する準備及び2002年の活動

ア ハイオテロリズム法に基づくテロリズム対策として国際的な食品汚染の脅威に関して市場流通する食品の保全活動を含め、国内の安全を確実なものにすることが目標である。

イ 2003年5月9日に規則案が公布され、意見の受諾は7月8日に終了した。同年10月10日に最終暫定規則（公衆衛生ハイオテロリズム準備対応規則 以下「フートテロ規則」）が公布された。

- ①この結果、国内、海外の食品取扱い施設や事業者の登録等の規制を実施し、輸入食品等に関する輸入食品の製造加工に関する記録のアクセスや安全面で疑わしい場合のモニタリング等の規制強化を図ることかできるようになった（食品テロの防衛に関する確実な記録にアクセスできる）。

例えば、ある食品や飼料が汚染されたという信用できる情報があり、人や家畜が脅威にさらされたときに、FDAは、その食品等について回収等の行政処分かできる権限を法改正で持った。

- ②食品取扱い施設に関する規制として国内で人が消費する食品について製造加工、包装、卸売り、その受領又は保管する施設の事業者は、2003年12月12日までにFDAに全ての施設を登録しなければならない。海外で、米国向けに食品を輸出する事業者も同様である。

③輸入食品の監視体制

2003年12月12日から米国に船積みされ、輸入される食品に対しFDAは現在準備している。法改正により輸入時の食品の監視（書類審査、検査）かできるようになった。輸入事業者は、FDAか求めた記録（輸入前における事前通告情報及び輸入直後の受領記録）を作成し、保管することか必要になる。

(2) 食品テロ対策について（疑義照会）

- ①2001年9月の同時多発テロ以降、米国では、ハイオテロ法によりテロの阻止及び被害の最小限化に努めてきた。有事に食品の流通をストップさせると、これを回復させるのに多くの時間を要する。
- ②米国に食品を輸出するための登録は、インターネット等でも登録可能であり、出荷前に早めに施設を登録しなければならない。登録は、データベースになる。
- ③フートテロ規則は、全ての輸入食品に適用される。製品の保管は輸入品だけに適用する。しかし、輸出国に対して法的手段を講ずることかできない。
- ④フートテロ規則により輸入品も含め食品等の製造加工等の施設を把握することかできる。もし食品に毒物が混入されたという情報か入手できれば、関連食品取扱い施設に対して防衛措置や被害の回避措置を講ずることかできる。

4 全米食品工業協会 (National Food Processors Association NFPA)

(1) NFPA 挨拶

本日は食品テロに関していろいろな視点からの講演を通して企業てどのような対処を行えばよいか考えていたきたい。NFPA の安全保障委員長に就任して同しような立場の人にお会ってきた。私は、過去、軍におり警備関係の仕事もしていた。15年前にマコーミック社に未た。その時代は、セキュリティの話はてきなかつた。セキュリティは、安全確保に大事な措置であつたか、セキュリティは、当時、人々を脅すものにおりとられる措置であり、マコーミック社ては私か始めて対心した。80年～90年前半頃まては職場の暴力かセキュリティの対象であつた。ところか2001年9月11日以降は対象かテロにおりなり、仕事内容か大きく変わりました。この問題におり私たちはこれまてどうやてきたか。1990年代のセキュリティは、計画的におり対てきた。たか、事件報道後てはテロリストと一般の人々との違いか明らかにおりあるわけてはない。

9月11日まては、食品業界のセキュリティの話はリスクマネーシメントの話におりなつていたか、今てはテロ対策におり限らてている。

(2) 基調講演要旨 Nancy Wong (米国連邦国土安全保障省部長)

国土の安全保障におり問題か起こつた場合の対策におりついててあるか、テロリストは、米国民におり対て経済的影響なといろいろな弊害も生しさせており、あらゆる面て脅威てある。

食品は、テロリストの対象におりなりやすく脅迫を受けると緊急の問題におりなる

食品テロの問題は、危機管理上緊急体制におり係る問題てあり、長年この研究をてしてきたか、危機管理対策を効果的に講ずることにおりよ食糧の国家的安全保障を困ることかてきる。食品テロにおり対する危機管理体制か全国的におり早く普及すれば、国民の信頼をて得ることかてきる。

このためにおりは、5つの食品テロ対策の課題を論ずることか非常に大きなことてあり、多様な食品テロにおり対し、この効果的手法におりついて国民の同意をて得ることか重要てある。

- ① 食品の安全保障におり関て企業ていろいろな保護対策を講ずる必要かある。
- ② テロ行為におり関て予防的な意味て警告をて与えることか企業におり効果的てある。
- ③ 政府、特に州政府等地方自治体は法律て定められる措置におり関て着実適格におり対策をて実施てしている。
- ④ テロにおり関するとしような情報をて得るかも重要てある。
- ⑤ 企業におりおては、オーナーと管理責任者かテロにおり対心する効果的な体制をて作ることか重要てあり、責務てあるとて考える。

(質疑 農業の部分の評価はとらなつておりいるか、これはオフションてはないとおり思う)

農業の保護とおりいう観点かからテロ予防対策におり必要なシステムをてとらするか、また膨大な経費をてとらするかとおりいう大きなマイナス問題かあり、全米的な観点かからの検討か課題とて考えておりいる。

(2) テロ行為と国民への食糧供給－食品業界の展望－

NFPA 専務理事

講演要旨 (概略)

ア テロ行為と国の食糧供給－食品業界の展望－

食品業界は 産業基盤の社会資本 (インフラ) おりにおり重要な一部分を構成てしている。

食糧の安全保障におり関ては、さまざまな意見かある。このためにおりは、食品産業界独自の危機

管理に関する専門家が必要と考える。これは、これからの重要な課題になるだろう。

イ 説明の概略

何かテロ対策の目標であるか

私の講演は、Ⅰ 我々の現状、Ⅱ 我々の資源・手段一何を持っているか、Ⅲ 我々は何を必要としているか、Ⅳ その脅威に関する業界の意見、Ⅴ 質疑 等の順で説明する。

ウ 2001年の9月11日以前

「食品業界は久の脅威に対処してきた長い歴史を有している
国際的に流通する食品に意図的に毒物を混入させること
・不注意な汚染
食品由来疾病の発生」

エ 食品由来の疾病にかかるテロ行為について評価する際に、食品業界はどこに4点を合わせ(注目)、何をするのかということである。

オ 「食品安全保障に係る3つのP(人、製品、施設)」に関してたくさんの防衛措置が必要である。これら3Pに関して安全保障上の対策を構築する必要がある。

人 人の食料要件に対しより一層強化した選別と監督

製品 原材料・製品の受理、生産および配送行程におけるテロ犯の接近(テロ行為の発生)を防止するためのより一層の管理強化(食品安全性)

施設 あり得る侵入者への強固な防御壁

カ NFPA 協会の安全保障哲学において、Food Security と Food Safety、すなわち食品の安全保障と食品安全とは違うことである。食品の安全(衛生管理)対策は、食品安全保障(危機管理)対策の傘の中にあるといえる。

キ 食品安全保障対策に係るリスク(危険)評価基準では、テロの脅威、企業の財産、企業の組織体制に係る脆弱性の三つの部分か重なった部分か対象となるリスク(危険)である。このリスクについて管理上という問題があるかを明らかにすることである。このリスク部分を解析評価しない限り、リスクの元全な除去は出来ない。」

ク Food Security・安全保障とリスク管理の関係においては、100%の安全保障はないからリスクを管理しなければならぬ」

ケ リスクを管理するにあたっては、Food Security・食品安全保障と食品安全との間に共通の措置がある。

「抑止と予防」

・予防は

意図的な脅威(食品由来テロ行為)、自然発生・偶然的事故・事件「食品安全」から目らを守るためのものである。

食品由来のテロ行為(以下「食品テロ」という)は、故意の脅威である。だからテロリストが入ってこないようにすることは大変難しい措置である。一方、偶然的事故・事件は、食中毒等食品安全にかかる問題である。

コ 理論的には、テロについて探知/悪影響の減少を図らなければならぬ前に抑止するか/防衛するか理想的である。

もし、テロ防止が失敗したならば、次に探知/ダメージを軽減し、沈静化するための知識及び手段を持たなければならない。沈静化させなければならない前に探知することか望ましい。予防かてきなかった場合には探知することである。何か起こる前に対応することである。

る。

サ このように、食品業界が2000年9月11日以降、食品テロ行為に備えるため（できる範囲で）してきたことは何であったか。

シ 食品業界に対し適切なる特別あつらえの食品工場/製品安全確保の評価システムを組織化することを支援するのみならず/適切な予防訓練の実施/いろいろな手法と防止措置/対抗措置を提供する組織及びその管理を支援するために、全力を挙げて知恵を搾るべきだ。

ス 「安全確保のために哲子の確立へ」

- ・必要性の決定
- ・優先順位の確立
- ・安全確保の任務をとどのように理解するか

このうち二つは関連つけられるか、それは食品安全ではない。

セ 意図的な食品安全保障対策・Food Securityと偶発的な食品安全対策 Food Safety—その違いの基本

- ・基本的な区分は、
 - ・意図的 VS 偶発的
 - ・残忍な意図 意図 VS 思いかけない偶然の事故 事件
 - 「計画的」 VS 「無計画」

これらは、私たちの業界において、特に私たちの経営 管理と予防対策との関係では極めて重要な相違点である。

（例えば、安全確保のために9月11日以降、試験検査室では鍵をかけるようになった。）

ソ 食品安全確保 Food Security—活動

元成して実行中のもの

- ①食品安全確保のための提携・連帯
- ②脅威を明らかにすること、評価および管理の手順
- ③安全確保の質疑/応答の点検表
- ④産業界向けのFDA/FSISのカイトライン指導要綱
- ⑤食品工場における安全確保の三つのL（明かり、かき、立ち入り制限）
- ⑥食品安全確保マニュアル

検討 進行中のこと

- ①ハイオテロリズム法による取り締まりの実施
- ②食品のISAC（情報の共有と分析センター）
- ③食糧安全確保の調査研究—ニュースと先端的知識を評価する行程表
- ④主張点・目標
- ⑤情報伝達/相談
- ⑥教育/訓練

生産、製造加工、流通販売のいろいろな行程段階において十分な連絡体制が確立していないという問題がある。このようなコミュニケーション（情報伝達）体制の確立とテロに対してどのような対処をするかについて、お互いの協力の中で何を採知しているかについて有効な情報が得られることか大事である。

食品工場の3つのLは、明かりをつけるのL、カキをかけるのL、立ち入り制限のLである。英語以外の者にも分かるように言葉の問題を解決しておくことか必要である。

タ 食品工場における安全確保の三つのL

食品施設の安全保障対策として3つの I (明かりを付けろ、カキをかけろ、立ち入りを制限しろ) がある。これらは、全て安全保障対策に係る予防措置である。

チ 製造加工業者、流通販売（卸売）業者及び小売業者の食品安全保障マニュアル
食品安全を確保するためには常に改善が必要である。情報が少ない中で決定をためらってはならない。一方、情報は秘密になっていないと問題である。このために組織内の情報をどのように共有するか課題である。

ツ 我々は何を必要としているか、一より良い情報、より良い決断一である。

テ ISAC

- ・何か目標か
決定的なものとは何か
- ・信頼できるものは何か
如何に共有するか
- ・何を共有したらよいか
適切な関連する実例はあるのか

現在の食品業界のテロ対策は甘い。信頼できる情報を必要な人に提供しているだろうか。必ずしも全ての人に情報を知らせることはないか、皆で考え、協力することは大切である。食品レストラン業界に対し、情報提供を安全な形で行うことは必要になる。情報の共有は自由か、さらに TV 等マスコミ情報から入手することも大切である。TV は、現実的な情報入手源と考える。

ト テロ問題の複雑化

食品業界 社会的産業基盤として決定的に重要であるか
－ 枚岩ではない
最低三大分野に包含される

電力、水、食糧の三分野は問題の質として異なっている。

ナ 質問/回答

- 生物兵器と新興感染症との間の違いを評価できるか（違いを明確にできるか）
- 各予防対策の実施、手段、コントロールにおいてそれぞれ違いがあるか
- 「探知」の場合ではどうか
 - － 食品の中に何かあるか
 - － 犠牲者の中に何か起きたか、探知できるか
 - － 報告されてくる内容の中に何かあるか
- ・ 誰をどのように訓練するか
これ以上何かできるか

食品テロによる損害には違いがある。食品テロに関しては、同じ情報を共有することか重要である。疫学的な問題として捉えられ、消費者の健康に大きな影響がある。

生物兵器は感染力に問題があり、防ぐことがまったくできない。疫学的な対応か重要であることから食品業界におけるパートナーシップが対策の一つとして必要である。

全ての食品企業が食品テロ対策に関する必要な訓練を実施しているわけではない。

ニ 必要なことの要点をまとめれば

- より優れた情報ネットワーク
 - － 確実、迅速－
 - － 手段/IT（情報技術）－

より一層の情報の共有、協力、支援、調整

－理解（判断）力・情報力－

－脅威の評価－

－脆弱性の評価－

－格（等級）付け－

関係者の協力が必要である。情報の共有などを通して食品の安全を高めていかなければならない。たか、情報の共有は必要か、みんなて共有する必要はないと考えている。

ヌ 情報伝達障害を取り除く必要がある。しかし、機密と安全を確保しつつ、その情報を保管維持する必要がある（課題 安全保障の必要性と情報の必要性とのバランスをとるかにするかの重要である。）

リスク評価がないとテロに対するカードを下げてしまうことになる。情報の共有をしないと、準備体制をつくる上で問題が生じる。

ネ 我々に求められていること、とんなことか必要か（要約）

・検査機関の事業規模、能力、収益

手段

－利子技術

・迅速な測定・検出方法

ハイオセンサー技術

・すぐれた機能の容器包装（探知 測定器）

試験検査室のコントロール

－行動態様

プロフィール 人物像の割り出し、推定

ヘンチマーク（性能等比較評価基準）のリスク

ノ 潜在的な脅威

3大L以外のその他のI は、次のとおりである。

－共用する情報の不足、手段の不足、共用する食源の不足、集中力の不足、関心不足、責任意識の不足、所有権の不足、チームかない。

米国人は、テロの標的になっており、いろいろな事例を常に考えて潜在的なテロの脅威に対処すべきである。

最近、検査機関では、正面玄関に力キをかけるようになった。どうしてこんなことを行うようになってきたのか。これは、企業の安全保障のためであり、業界にとってもメリットが大きいし、対応できる専門家もそろえることかてきようになった。

ハ 潜在的な脅威

－自己満足、無気力・無関心、現状への満足感、不和・分裂が生じる行動、観点、命令とコントロール、不和・分裂が生じる措置 観点・要件、自分の仕事ではないという職場症候群、自分は仕事を全て知っている症候群、傲慢

ヒ 食品安全保障に関する最新の意見

潜在的脅威の識別を行うとき、次のことを実施しなければならない

・綿密な検討（分析）/評価

運営管理/修正・訂正

・情報伝達/記憶

・改善/推進